

## 地域の医療機関との情報共有（連携強化診療情報提供料）について

当院では、患者さんに対する継続的かつ質の高い医療の提供を目的として、地域の医療機関との連携強化を推進しております。

令和8年診療報酬改定において、連携強化診療情報提供料の算定要件として、「紹介元・紹介先医療機関が共同して患者さんの療養を支援する観点から、必要な診療情報等を提供すること」が明確化されました。

当院では、患者さんの同意を得たうえで、紹介元医療機関やかかりつけ医の先生方との間で、診療経過、治療内容、検査結果、退院後の療養上の留意点等について情報共有を行い、切れ目のない医療提供に努めてまいります。

つきましては、算定による費用が発生する場合がありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ○ 算定対象

- ・ 紹介元医療機関が診療所又は200床以下の病院
- ・ 当院へ紹介歴がある
- ・ 紹介元医療機関からの依頼がある

※通常の返書は対象外となります